

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市建設部 住宅課 管理係	
許 認 可 等 名	市営住宅の入居の決定	
根 拠 法 令	徳島市営住宅条例	
根 拠 条 項	第8条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5286)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市営住宅条例第4条（公募の規定）  徳島市営住宅条例第5条（公募の例外）  徳島市営住宅条例第6条、第7条及び第11条（入居者の資格）</p> <p>条例第6条第2項第8号ウに掲げる「その他これに準ずる書類」とは、つぎのa又はbの書類とする。</p> <p>(a) 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づく、女性相談支援センターが発行する、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書</p> <p>(b) 福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署又はその他行政機関が発行する「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（国住総第191号）に規定する別記様式1による公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書</p> <p>徳島市営住宅条例第9条（選考方法）</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（令和6年5月1日 最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	<p>総日数 日（休日を除く・休日を含む）</p> <p>（設定しないものについてはその理由） 標準処理期間は設定しない。</p> <p>公募による場合は、年間スケジュールで決定されている。概ね抽選となるため、標準処理期間はない。公募によらない場合は、発生した事案により変わるので、設定するのが困難である。</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（平成 年 月 日最終変更）